

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年10月16日

月曜日

第5145号

目次

告 示	
○道路の位置の指定	1
○道路の供用開始	2
公 告	
○随意契約の相手方等の公示	

告 示

富山県告示第376号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和5年10月16日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	34.65	魚津市浜経田 3304番1	魚津市浜経田 3303番	令和5年 8月18日
2	4.00	25.86	黒部市堀切 154 番 2 地先	黒部市堀切 154 番 1	令和5年 8月18日
3	6.00	44.65	滑川市上梅沢 462番1	滑川市上梅沢 462番1	令和5年 9月12日
4	6.00	42.81	滑川市菰原字早 稻田 431番1	滑川市菰原字早 稻田 431番1	令和5年 9月13日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士フイルム医療ソリューションズ株式会社 東京都港区西麻布二丁目26番30号

5 随意契約に係る契約金額

54,780,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため
